

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

」

を

「

市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

」

に改める。

別表第 2 中

「

市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

」

を
「

市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。